7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takashi Fukui Director General of Financial Department Japan Broadcasting Corporation

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Personal computer 1 set

⑷　Delivery period : by September 30, 2011, October 31, 2011, November 30, 2011, December 28, 2011, January 31, 2012, February 29, 2012

⑸　Delivery place : Place(s) specified by Director General of Financial Department Japan Broadcasting Corporation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who have applied and been listed in the permanent list of qualified suppliers

⑺　Time-limit for the submission of application documents : 17 : 00 June 9, 2011

⑻　Term for the submission of tenders by electronic bidding system : from 13 : 00 to 13 : 30, June 10, 2011

⑼　Contact point for the notice : Purchasing & Supplies Division, Financial Department, Japan Broadcasting Corporation 2―1, Jinnan 2 chome, Shibuya-ku Tokyo 150―8001 Japan. TEL 03―5455―5520 FAX 03―5455―2110

入札公告の変更

平成23年4月21日

国立大学法人東京大学総長　濱田　純一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

1　掲載日　平成23年4月1日付（号外政府調達第61号）

2　変更内容　26ページ12段目「入札公告」第1号「高分解能電界放出形電子顕微鏡プローバシステム」の納入期限「平成23年9月30日」を「平成23年11月30日」に、「By 30, September, 2011」を「By 30, November, 2011」に変更致します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年4月21日

分任支出負担行為担当官

宮内庁京都事務所長　北　　啓太

◎調達機関番号　008　◎所在地番号　26

1　工事の概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　正倉院正倉整備工事

⑶　工事場所　奈良県奈良市雑司町129

⑷　工事概要　正倉本瓦葺屋根全面葺替844㎡
小屋組構造補強その他改修一式
宝庫西門及び周辺土塀改修一式
正倉素屋根鉄骨造3階建2,768㎡建設・解体一式
正倉仮倉庫木造2階建482㎡建設・解体一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年10月20日まで

⑹　使用する主要な資機材　瓦47,400枚、木材113㎥、鉄筋16ｔ、コンクリート212㎥、鉄骨380ｔ

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とする。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事の資料提出及び入札は、紙入札方式にて行う工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　内閣府における平成23、24年度の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、内閣府が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　内閣府における「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（総合審査数値）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成8年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記①から③の要件をすべて満たす改修工事の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

①　国により文化財として指定された木造建造物。

②　屋根全面葺替を含む文化財保存修理工事実績。

③　上記①及び②は同一工事の実績であること。

⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

①　1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成8年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸①に掲げる保存修理工事の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有するものであること。

なお、技術者の実績として挙げる工事は⑸と同一工事でなくても構わない。

③　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。なお、共同企業体構成員にあっては、構成員のうちの1社が上記①から②までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記①及び②の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、内閣府及び宮内庁から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、宮内庁発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

①　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりとする。

・瓦葺屋根葺替工事における、既存瓦の再用率並びに屋根葺替技術を向上させるための取組

・素屋根の基礎建設・解体時に発生する騒音、振動及び粉塵等を低減するための取組

②　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

・上記①の内容が適正であること。

⑵　提案について

①　予定価格を超えない入札者に対して、提案が適正であれば、標準点として100点を与えるものとし、「瓦葺屋根葺替工事における、既存瓦の再用率並びに屋根葺替技術を向上させるための取組」、「素屋根の基礎建設・解体時に発生する騒音、振動及び粉塵等を低減するための取組」についての評価の配点は、それぞれ10：10とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。